

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:病院事務部管理課 No.001

処 分 名	春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可の取消し
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、行政財産の使用の許可を許可した者に対して、その許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 9 項
処 分 基 準	個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準をあらかじめ定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 20 年 9 月 25 日
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■地方自治法 （行政財産の管理及び処分） 第 238 条の 4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8 （略） 9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するために必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。